

第10回社会保障審議会企業年金部会 資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000061197.html>

第10回社会保障審議会企業年金部会 資料

平成26年10月14日（火）

○議事次第

- ・ [議事次第 \(PDF : 62KB\)](#)

○配布資料

- ・ [資料1-1 一般企業向けの取組 \(PDF : 2,510KB\)](#)
- ・ [資料1-2 一般企業向けの取組 \(参考資料\) \(PDF : 1,761KB\)](#)
- ・ [資料2 ライフコースの多様化への対応 \(PDF : 2,554KB\)](#)
- ・ [参考資料1 社会保障審議会企業年金部会委員名簿 \(PDF : 98KB\)](#)
- ・ [参考資料2 企業年金部会の今後の進め方 \(PDF : 178KB\)](#)
- ・ [臼杵委員提出資料 \(PDF : 136KB\)](#)
- ・ [森戸委員提出資料 \(PDF : 141KB\)](#)

(報道より)

○毎日新聞 **個人型確定拠出年金:全ての加入者に拡充 厚労省案** 2014年10月15日 東京朝刊
 厚生労働省は14日、掛け金を自己責任で運用する「**個人型確定拠出年金** (個人型DC)」に関して、専業主婦や公務員を含め、すべての公的年金加入者が入れるようにする案を社会保障審議会企業年金部会 (厚労相の諮問機関) に、論点として示した。

今は個人型DCには、企業年金のない会社の社員や自営業者らしか入ることができない。見直し案は私的年金の加入対象を広げ、先細りになる公的年金を補完する方針の一環だ。

個人型DC (加入者18万3000人) は、金融機関を通じ国民年金基金連合会に申し込む。元々は企業年金のない会社員向けの、公的年金に上乘せする制度だが、厚労省は同日、「老後に向けた自助努力を支援する」として、対象を企業年金のある会社員や、夫の扶養を受ける専業主婦ら第3号被保険者、公務員など公的年金加入者全員 (約6800万人) に広げることを論点に挙げた。掛け金の月額上限 (自営業者6万8000円、会社員2万3000円) について、企業年金のある社員や専業主婦は約2万円に、自営業者や企業年金のない社員は約4万円に統一する案も示した。

また、厚労省は、転職時に、どの企業年金制度間でも資産を移せるようにし、企業年金を持ち運びやすくする案も提示した。【吉田啓志】

○日経新聞 **確定拠出年金に誰でも加入、主婦・公務員も 厚労省案** 2014/10/15 2:02

厚生労働省は14日、運用成績によって将来もらう年金額が変わる**確定拠出年金** (日本版401k) の見直しに着手した。専業主婦や公務員なども含め、誰でも加入できるようにする。401kに加入する会社員は転職時に年金資産を持ち運びやすくする。公的年金の目減りがさげられないなか、老後の備えを厚くするため、企業年金制度の加入者を増やす。

主婦や公務員も個人型年金に入りやすく					
	は今回加入可能に	企業型		個人型	対象者数(万人)
		確定給付年金	確定拠出年金	確定拠出年金	
会社員(勤め先に企業年金なし)	×	×	○		2100
会社員(勤め先に企業年金あり)	○	○	○	●	1300
夫が会社員の主婦	×	×	○	●	950
公務員	×	×	○	●	440
自営業者やその妻、非正規労働者	×	×	○		1860

転職しても企業年金の資産を移しやすく				
		転職先の制度		
		確定給付	確定給付	確定拠出
辞めた企業の制度	確定給付年金	○	○	○
	確定拠出年金	○	●	○

厚労省が14日開いた社会保障審議会・企業年金部会 (厚労相の諮問機関) で、401k など企業年金制度

の改革案を示した。年末までに具体案をまとめ、年明けの通常国会に関連法案を提出する。早ければ2016年度にも施行する。

日本の年金制度は、自営業者は国民年金、会社員は厚生年金、公務員は共済年金と、職業によって分かれている。企業年金制度も終身雇用を前提として成り立っているため、転職者には使い勝手が悪く、普及の足かせにもなっていた。厚労省は対象を広げて加入を促し、転職など働き方の変化にも対応した制度に作り替えることにした。

401kには、企業が運営する「企業型」と、勤め先に企業年金がない人が加入する全国共通の「個人型」の2つがある。厚労省は個人型の対象を増やすため、夫が会社員の「第3号被保険者」になっている専業主婦の加入を認める。個人型年金には掛け金や受け取りに控除制度があり、運用益も非課税になるなど税制で優遇されているため、国民年金保険料を免除している第3号の加入は見送られていた。

第3号は約950万人で、老後に国民年金分の約6万5千円（満額の場合）をもらう。厚労省の試算では国民年金の給付水準は下がる見通しだ。個人型の掛け金の上限は月6万8千円で、希望する専業主婦には新たに掛け金を払ってもらう。

個人型には公務員の加入も認める。公務員の共済年金は2015年度に会社員の厚生年金と一元化する。しかし、企業年金に相当する私的年金がないため、公務員も個人型の年金に加入できるようにする。

将来の年金額があらかじめ決まっている確定給付型や確定拠出型の企業年金にすでに加入している会社員も個人型に入れるようにする。これで個人型は働き方に関係なく希望する人なら誰でも入れるような制度になる。

401kに加入する会社員の使い勝手も改善する。現状では、確定給付型を採用している企業に転職した場合、401kで積み上げた年金資産を持ち運べない。転職する時は原則として国の機関に資産を移して老後まで支払いを待つしかなかった。厚労省は転職先の企業年金制度に関係なく持ち運べるようにする。

個人単位で管理していた年金資産を加入者全体で管理する確定給付年金にどう移すのかなど、資産の移管方法は今後、審議会で詰める。

○しんぶん赤旗 **確定拠出年金 主婦・公務員に拡大 厚労省「自助努力」を強調** 10月16日

厚生労働省は14日の社会保障審議会企業年金部会で、加入者が掛け金を自己責任で運用する「個人型確定拠出年金」を専業主婦や公務員にも広げて、すべての公的年金加入者に広げる案を示しました。公的年金を縮小し私的年金に移行させていくねらいです。

確定拠出年金には、企業が運営する「企業型」と、企業年金がない会社員や自営業者が加入できる「個人型」があります。個人型の加入者は現在、18.3万人しかいません。

厚労省は、「老後に向けた自助努力」が必要だとして、企業年金のある会社員や、夫の扶養を受ける専業主婦、公務員などを新たに対象に加え、すべての公的年金加入者に広げる考えを示しました。また、企業年金を拡大するために、退職時に度の企業年金間でも資産を移せるようにするとして、具体的な検討を行う考えも示しました。

労働者側の委員からは、「(保険料を) 拠出できる人だけが優遇される。社会的格差を広げる」との意見が出されました。